気を付けて！よくある 消費生活相談事例

彦根市消費生活センターでは、消費生活相談を受け付けており、令和７年度は年間で**553件**のご相談がありました。相談の内容は様々ですが、事前に気をつけるだけで防げる内容のものも多くあります。その中でも、**相談件数が多く、知っていれば防げる事例**をご紹介します。

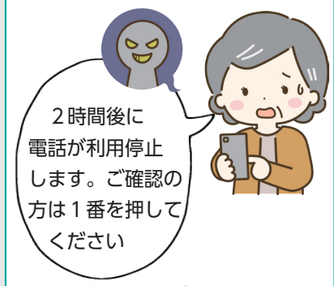


困ったら相談を！
電話または来所で相談可能です。
来所の場合は、できるだけご予約をお願いします。

問 彦根市消費生活センター
市役所本庁舎２階（生活環境課内）
☎ 30-6144　FAX 27-0395
平日：9：00～12：00
13：00～16：15

事例1 自動音声の電話

知らない番号から不安をあおる電話がかかってきた！



１番を押すと人が出ます。不安をあおり、お金を振り込ませようとしたり、住所・氏名や家族構成などの情報を得ようとする詐欺の典型例です。

！これだけは覚えて

自動音声アナウンスが流れたら、すぐに電話を切りましょう！

電話が利用停止になることはありません。案内に従わない事が大切です。

今回はよくある事例をご紹介しました。詐欺の手口は、日々形を変えています。まずはよくある手法やその類似事例からお気を付けください。

事例2 定期購入

１回だけの購入のつもりが、定期購入になっていた！



動画サイトの広告にて紹介された健康食品。「今だけお試し特価」「定期縛りなし」などの文言に誘われ、試しに１回だけ購入した後、注文していないのに同じ商品が継続的に送られてきた。

✓購入前にここをチェック

①自動的に定期購入にならないか
②定期購入を止めるために、期限内に連絡をする必要があるか

定期購入になるリスクがあると知った上で、慎重に検討してください。

健康食品の他にも、美容液、シミ取り化粧水、育毛剤、ダイエット食品、しびれをケアする薬など様々な商品で同様のトラブルがあります。

事例3 点検商法

知らない点検業者が突然訪問してきて、新たな契約をさせられた！



約束もなしにガスの点検業者が訪問。定期点検かと思い家に入れた結果、コンロの調子が悪く、新しいコンロへの買い替えを提案されたため、必要なものと思い契約してしまった。

！これだけは覚えて

知らない業者の訪問や電話は話を聞かないことが大切です！

相手はどんどん断り辛い状況を作り出してきますので、早い段階で毅然と断ってください。

ガスは、４年に１回の法定点検がありますが、正規のガス会社を装って事前連絡してくる場合もあります。他にも、太陽光発電や給湯器、水回りの点検などの事例もあります。

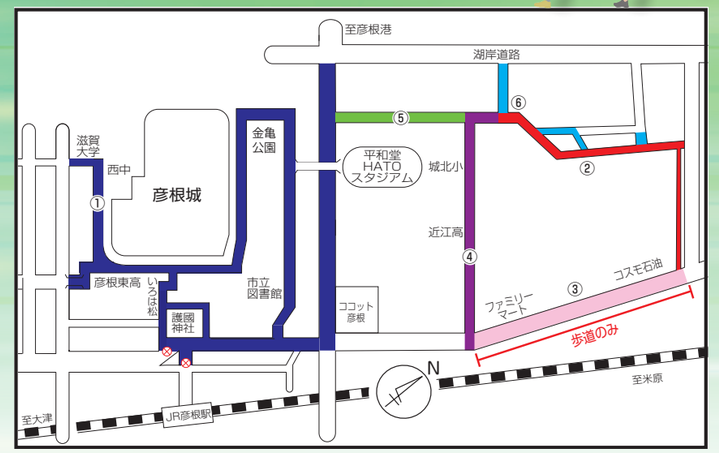
〈 広 告 欄 〉

第 39 回 彦根シティマラソン開催時の交通規制



11 月 8 日㈯に、第 39 回彦根シティマラソンの開催に伴い、交通規制を行いますので、湖岸道路や国道 8 号線への早めの迂回をお願いします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

① 8：15～10：00 頃　全面通行止め
② 8：30～10：30 頃　全面通行止め
③ 8：30～10：40 頃　歩道通行止め
④ 8：30～10：50 頃　全面通行止め
⑤ 8：30～11：00 頃　全面通行止め
⑥ 8：30～10：50 頃　自主規制



※交通規制時間は、当日のランナーの走行状況などにより、多少前後する可能性があります。

問 彦根シティマラソン実行委員会事務局
（スポーツ振興課内）
☎ 22-5955　FAX 23-2660

「年収の壁」が変わります

令和９年度市民税・県民税から適用される税制が大きく変わります。

問 税務課 ☎ 30-6140 FAX 22-3052

		市民税・県民税（住民税）	所得税
適用される年度		令和９年度市民税・県民税から	令和８年分所得税から
改正内容	給与所得控除の見直し	給与収入金額が 220 万円以下の場合、給与所得控除の最低保障額を９万円引上げ（改正前 65 万円→改正後 74 万円） ※引上げ額９万円のうち、５万円は令和９・10 年度分限りの適用	市民税・県民税と同じ
	扶養親族等の所得要件の引上げ	扶養控除等の適用を受ける場合の所得要件を４万円引上げ（改正前 58 万円→改正後 62 万円）	市民税・県民税と同じ
	勤労学生の所得要件の引上げ	勤労学生控除の適用を受ける場合の所得要件を４万円引上げ（改正前 85 万円→改正後 89 万円）	市民税・県民税と同じ
	基礎控除の見直し	改正なし	最高95万円から最高104万円に引上げ

「年収の壁」改正の３つのポイント

1 収入が給与のみの場合、給与所得控除の最低保障額を９万円引き上げる見直しにより、１年間の給与収入が**112万円(合計所得金額38万円)までは住民税はかからない**

2 被扶養者の収入が給与のみの場合、１年間の給与収入が**136 万円（合計所得金額 62 万円）までは税法上の扶養にとることができる**

3 収入が給与のみの場合、１年間の給与収入が**178 万円(合計所得金額104万円)までは所得税はかからない**

詳しくは彦根市ホームページをご確認ください。
▶【HP 番号：28859】